

マザーズにおける外国会社向け上場制度等の新設について

平成12年 9月 19日

東京証券取引所

趣旨

東京証券取引所（以下「東証」という。）は、新産業の育成が経済再生のための国民経済的な要請となっている昨今の情勢を踏まえ、証券市場を通じた良質な資金が成長性のある新興企業に円滑に供給されるよう、昨年11月、新興企業向け市場マザーズを開設した。

マザーズには既に17社が上場するなど期待される役割を徐々に果たしつつあるが、東証では、今後とも、市場参加者の利便性をより一層向上させる観点からより良い市場構築に向けて取り組む方針であり、その一環として、今般、マザーズの上場対象に外国会社である新興企業を加えるため上場制度等の整備を図ることとする。

マザーズは国内の新興企業の上場ニーズに応えるかたちで開設したが、市場開設後、海外の新興企業や内外の市場関係者から外国会社の上場の可能性に関する照会が多く寄せられている状況にある。マザーズに外国会社が上場することとなれば、我が国投資者にとって成長性のある外国会社への投資の機会がより身近なものとなり、また、海外の新興企業の資金調達場として日本の証券市場の一層の国際化にも寄与するものと考えられることから、企業が国内法人であるかどうかにかかわらずマザーズの上場対象となるよう制度の見直しを行うこととする。

なお、このマザーズにおける外国会社向け上場制度等の新設に当たっては、東証の既存の外国株市場のインフラを最大限活用することとし、本年11月を目途に所要の対応を図ることとする。

・ 制度要綱

項 目	内 容	備 考												
1. 上場制度 (1) 上場審査基準 株式の分布状況 a 公募株式数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場申請に係る公募又は売出しを行うこととし、当該公募又は売出しには、本所の市場における売買単位の 1,000 倍の数量に相当する数以上の公募を含めることとする。 	<p>「本所の市場における売買単位」とは、上場申請に係る公募等に係る公開価格の次に掲げる区分に従い、それぞれに定める単位によるものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 500 円未満</td> <td>1,000 株</td> </tr> <tr> <td>ロ 500 円以上 1,000 円未満</td> <td>500 株</td> </tr> <tr> <td>ハ 1,000 円以上 5,000 円未満</td> <td>100 株</td> </tr> <tr> <td>ニ 5,000 円以上 1 万円未満</td> <td>50 株</td> </tr> <tr> <td>ホ 1 万円以上 10 万円未満</td> <td>10 株</td> </tr> <tr> <td>ヘ 10 万円以上</td> <td>1 株</td> </tr> </table> <p>審査対象とする「公募」は、本邦において行う公募をいうものとする。ただし、外国の証券取引所等に上場等されていない場合であって、東証のみに上場申請が行なわれるときには、本邦及び本邦外において行われる公募を審査対象とする。</p>	イ 500 円未満	1,000 株	ロ 500 円以上 1,000 円未満	500 株	ハ 1,000 円以上 5,000 円未満	100 株	ニ 5,000 円以上 1 万円未満	50 株	ホ 1 万円以上 10 万円未満	10 株	ヘ 10 万円以上	1 株
イ 500 円未満	1,000 株													
ロ 500 円以上 1,000 円未満	500 株													
ハ 1,000 円以上 5,000 円未満	100 株													
ニ 5,000 円以上 1 万円未満	50 株													
ホ 1 万円以上 10 万円未満	10 株													
ヘ 10 万円以上	1 株													

項 目	内 容	備 考
<p>b 虚偽記載</p> <p>株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行の指定</p> <p>株式の譲渡制限</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される財務書類に「虚偽記載」を行っていないこととする。 ・ 株式事務(名義書換事務及び株券発行事務を除く。)及び配当金支払事務を行う本所の承認する株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行を指定しているか又は当該機関等から指定についての内諾を得ていることとする。 ・ 株式の譲渡につき制限を行っていないこととする。 <p>外国株預託証券の発行者である場合には、前から掲げる事項に準じるほか、預託契約が締結されるものであることを要するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときはこの限りでないものとする。

項 目	内 容	備 考
(2) 上場審査 企業内容、リスク情報等の開示の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあるかどうか、次に掲げる点について検討するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 開示内容に係る法令等の準拠状況及びリスク情報等の記載の状況 ロ 会計組織、運用の状況 ハ 資本調整等による企業グループの実態の不適切な開示の有無の状況 ニ 会社情報の管理及び適時開示の実施状況 ホ 四半期業績の概況の開示の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の証券取引所等に上場等されていない場合であって、東証のみに上場申請が行なわれるときのリスク情報の記載に係る審査に当たっては、次に掲げる事項が記載されているかどうかを検討するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの間における <ul style="list-style-type: none"> a) 株主割当以外の方法による新株発行又は転換社債若しくは新株引受権付社債の発行の状況、 b) 特別利害関係者等が所有する株式数の異動の状況 ロ 株式、転換社債、新株引受権付社債又は新株引受権証券の所有者が発行会社又は同社と元引受契約を締結する証券会社との間で、上場後の一定期間についての保有に関する取決めを有している場合には、その内容

項 目	内 容	備 考
<p>企業経営の健全性</p> <p>子会社上場となる場合</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を公正かつ忠実に遂行できるかどうか、特定の者に対して不当に利益を供与するような取引の有無について検討するものとする。 ・ 親会社を有している場合には、次に掲げる点について検討するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 親会社又は申請会社の不利益となる取引の強制・誘引の有無の状況 ロ 親会社との間の通常取引条件と著しく異なる条件による取引の有無の状況 ハ 親会社が公開会社又は一定の継続開示会社であること。ただし、事業上の関連が希薄であり、かつ、株式所有が投資育成目的であり、申請会社の事業活動を実質的に支配することを目的としないことが明らかな場合は、この限りでない。 ・ 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないかどうか、その他公益又は投資者保護の観点から問題がないかどうかについて検討するものとする。 	

項 目	内 容	備 考
(3) 上場申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請会社が次のイ又はロに該当する旨及びその理由について幹事会員が記載した書面を提出するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 今後の成長又は拡大が期待される分野に属する事業を主要な事業とする（その見込みがある場合を含む。）ことにより、高い成長の可能性を有していると認められる者であること。 ロ 新たな技術又は着想に基づく事業を主要な事業とする（その見込みがある場合を含む。）ことにより、高い成長の可能性を有しているとして認められる者であること。 ・ 「有価証券上場申請書」に次に掲げる書類を添付するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 上場申請について取締役会で決議したことを証する書面 ロ 有価証券の見本 ハ 定款 ニ 上場申請のための有価証券報告書 ホ 有価証券上場申請書等に記載された法令に関する事項が、真実、正確であることについての法律専門家の法律意見書 ヘ 代表者が上場に関し正当な権限を有する者であ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ の部には、所定の「上場申請事前確認報告書」を添付するものとする。

項 目	内 容	備 考
	<p>ることを証する書面</p> <p>ト 最近 1 年間に株主等に通知した年次報告書、半 期報告書及び四半期報告書の写し</p> <p>チ 最近 1 年間に金融再生委員会等（金融再生委員 会等に相当する外国の行政庁を含む。）に提出した 有価証券報告書等及び有価証券届出書の写し</p> <p>リ 次に掲げる事項を記載した書類 （イ）事業の内容 （ロ）今後の事業計画 （ハ）特別利害関係者との取引の内容 （ニ）業界及び取引先の状況</p> <p>ヌ 連結子会社の最近 2 事業年度に係る年次報告書</p> <p>ル 最近 2 事業年度に合併を行なっている場合に は、被合併会社の最終事業年度に係る財務書類</p> <p>ヲ 本所所定の「株主数状況表」</p> <p>ワ 株式事務取扱機関及び配当金支払取扱銀行を指 定していること又は内諾を得ていることを証する 書面の写し</p> <p>カ 代理人等の選定等に関する確約書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該事項について記載されたパンフレット その他の既存の書類がある場合には、当該 書類をもって代えることができる。

項 目	内 容	備 考
<p>(4)会社情報の適時開示等</p> <p>四半期業績の概況</p> <p>投資に関する説明会の開催</p>	<p>本所が定める決定事項及び発生事実並びに決算の内容等について適時開示するものとし、また、本所が定めるところに従い書類を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期における業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該業績の概況が定まったときに直ちにしなければならないものとする。 ・ 上場日以後、3年間に於いて年2回以上、投資に関する説明会を本邦において開催することを確約するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社情報の適時開示に係る規定の適用に当たっては、本国における法制度等を勘案するものとする。 ・ 四半期業績に係る開示資料には、四半期に係る財務計算に関する書類を記載することを要するものとし、当該財務計算に関する書類については公認会計士又は監査法人による意見表明に係る手続きを実施することを要するものとする。
<p>(5) 上場廃止基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる基準に該当する場合は、その上場を廃止するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 株式の分布状況 <p>本邦内株主数が 150 人に満たない場合において、1 年以内に 150 人に達しないとき</p> ロ 債務超過 <p>最近 3 年間に終了する各事業年度の末日において債務超過の状態にある場合。ただし、上場後 2 年間に終了する各事業年度は、当該期間に算入しない。</p> 	

項 目	内 容	備 考
	<p>ハ 売買高 次の 又は に該当する場合。 最近1年間の月平均売買高が10単位未満である場合 毎月の末日からさかのぼって3か月間に売買が成立していない場合</p> <p>ニ 銀行取引の停止</p> <p>ホ 破産、再生手続き、更正手続又は整理</p> <p>ヘ 営業活動の停止</p> <p>ト 不適当な合併等</p> <p>チ 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載等</p> <p>リ 上場契約違反</p> <p>ヌ 完全子会社化</p> <p>ル 外国の証券取引所等における上場廃止等</p> <p>ヲ 株式の譲渡制限</p> <p>ワ その他</p>	
<p>(6) 上場手数料等 新規上場手数料等 a 上場審査料</p>	<p>・ 100万円とする。</p>	

項 目	内 容	備 考
b 新規上場手数料	<ul style="list-style-type: none"> 100万円に、上場に係る公募（本邦外において公募を行う場合の当該公募を含む。）による資金調達額に万分の9を乗じて得た金額を加算した額。ただし、2,000万円を上限とする。 	
上場賦課金等 a 年賦課金 b 追加上場手数料	<ul style="list-style-type: none"> 上場株式数のうち1万単位以下の株式数につき、120万円、1万単位を超え10万単位以下の株式数につき5,000単位以下を増すごとに8万円などとするものとする。ただし、上場後3年を経過するまでの年賦課金については、半額とするものとする。 資金調達額の万分の9 	
2. 売買・決済制度	<ul style="list-style-type: none"> 既存の外国株の売買・決済制度と同様とする。 	
3. 定率会費	<ul style="list-style-type: none"> 別途検討する。 	
4. 実施の時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年11月1日を目途とする。 	

以 上